

「日本学術会議の在り方についての方針」に関する懸念事項について

令和4年 12 月 15 日
日本学術会議会長 梶田隆章

先般、後藤茂之内閣府特命担当大臣（日本学術会議担当）より「日本学術会議の在り方についての方針」が公表され、今月 8 日の本会議第 186 回総会（1日目）では内閣府の笹川武総合政策推進室長より、その内容について口頭による説明を受けました。口頭による説明では文書に記載されていない事項にも立ち入って言及され、その場の長時間に及ぶ質疑応答では、出席された会員から数多くの疑問や意見が出されました。また、会員の皆さんからさらなる質問・意見についても文面としてご提出いただくようお願いしたところです。皆さんから文面で頂戴した質問・意見については、書面で回答するように内閣府に依頼しております。

本件については、今月 21 日の第 186 回総会（2日目）においてあらためて慎重な審議を行った上で、本会議として然るべき態度表明を行うことを予定しております。そこでの審議を深めるための参考に供するため、今回の政府方針及び内閣府からの口頭説明について、8 日の総会における議論をふまえて、現時点で会長として抱いている懸念事項（別紙）を会員の皆さんにお伝えいたします。総じて政府方針として示された内容には、日本の学術の健全な発展を阻害しかねない諸点が含まれているとの懸念を抱かざるをえません。会員の皆さんからの質問・意見も踏まえてさらに議論を深めることが必要だと考えます。

本会議のあり方に関わるきわめて重大な内容を審議することになることから、会員の皆さんには万難を排して第 186 回総会（2日目）にご出席いただくとともに、別紙にお示しする「懸念事項」を一つの参考として、本件について熟慮の上で会議に臨んでいただきますようお願いする次第です。そうした懸念をより具体的な形で提示し政府に伝えていくために、会員のみなさまのお知恵とご協力を衷心よりお願いいたします。

(別紙)「日本学術会議の在り方についての方針」に関する現時点での懸念事項

【政府方針の全体について】

- ・ 口頭説明では、「第4部」の創設や選考過程における第三者委員会のあり方への言及がありました。このように部の構成や会員の選考・任命プロセスをはじめとして、日本学術会議の組織の根幹に関わる事項について法改正が検討されていること、しかも2023年1月に召集される通常国会への法案提出が予定されていることが明言されました。国会召集まで残された時間は僅かであるにもかかわらず、改正法案の具体的内容はいまだ明確に説明されておらず、口頭説明でも「今後の検討課題」とされた点がきわめて多くありました。もとより、学術会議との議論は今回の総会で始まったばかりであり、広く社会からの意見聴取もなされておられません。そうしたなかで、次期通常国会に法案を提出するのはあまりに拙速であるとの強い懸念を抱かざるをえません。
- ・ 仮に法改正がなされた場合、日本学術会議の実際の運営に際しては、改正法を施行する内閣府令や日本学術会議会則等の見直しが必要になるだろうと考えられますが、本会議第25期は2023年(令和5年)9月末までであり、任期終了までの時間はきわめて限られています。
- ・ このことについて12月8日の総会での口頭説明では、次の期の選考は改正される法に基づいて新たなルールで行うことを検討しており、その場合、前例を参照して第25期会員の任期延長を行う可能性があるとの説明がなされました。現在の会員は、6年の任期を前提に就任を受諾して任命されたのであり、政府の判断で一方的に任期を延長することはご都合主義的との非難を免れません。延長される期間に70歳の定年を迎える会員もおり、また、すべての会員がこうした任期延長を容認するかどうか、それによる学術会議の運営への影響について強い懸念を抱きます。
- ・ 仮に法改正が行われる場合には、施行日は、たとえば科学技術イノベーション基本法改正時にそうであったように、法案成立翌年の4月1日以降とし、改正法の施行のための政令などの検討・準備を慎重に行い、新たな期の体制のもとで改正法に基づく上述のような作業を進めるのが順当だと考えます。
- ・ 以下、個別に懸念される諸点を示しますが、全体として、日本学術会議法第三条の規定により日本学術会議が独立して職務を行ううえで深刻な影響を及ぼすものであることに強い懸念を抱きます。

【会員選考について】

- ・ 現在の会員が主体となって「優れた研究又は業績のある科学者」(日本学術会議法第17条)としての要件を満たす新たな会員の選考を行うコオプテーション方式

は、世界のアカデミーに共通する方式であり、日本学術会議が独立して職務を行う上での大前提です。

- ・ 政府方針に示された会員選考における第三者による推薦、第三者委員会の設置は、同委員会による会員候補者推薦の仕方、第三者委員会の権限や意見の拘束力などによっては、会員選考の独立性を損なうおそれがあります。しかし、その具体的な内容はいまだ示されていません。仮にも、選考委員会の運営や選考そのものに第三者委員会が介入するなどということがあれば、ことは重大であり、世界のアカデミーの標準的な会員選考方式であるコオプテーションを放棄することになりかねません。第三者委員会の権限や効力、委員の構成およびその選出・任命の仕方について明確な説明を行うべきです。
- ・ 政府方針において示された、「選考・推薦及び内閣総理大臣による任命が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置」とされた内容が明らかにされておりません。何をもって「適正かつ円滑」とするのか、法改正が必要となるような、過去に「適正かつ円滑」でない事例があったのか、そうしたことも示されておりません。
- ・ 現在、日本学術会議では現行法に従い、2021年(令和3年)4月の総会で決定した「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」に拠る改革を進めながら、すでに第26期-第27期会員(2023年(令和5年)10月1日任命予定)の選考に向けた手続を説明責任をよりよく果たす形で進めております。政府方針についての口頭説明では「会員の任期を延長」し、「第26期-第27期会員の改選は新しいルールで行う」との考え方が示されました。改正法案の具体的な内容についてなお検討中でありながら、このような考え方が既定であるかのようにされていることに強い違和感を抱きます。本会議は、現行法に基づいて進めている会員選考プロセスを止めることはできません。他方で、法が改正された場合には、その結果が覆されて会員選考をやり直すこととならざるをえません。法改正の内容以前に、このこと自体が、独立して職務にあたる日本学術会議の会員選考への重大な介入となりえ、職務の遂行に深刻な影響を与えるものと言わざるをえません。

【新たな部の設置について】

- ・ 内閣府からの口頭説明において、既存の3つの部に加えて環境学・情報学などからなる新たな部を創設するという提案がなされました。しかし、学術コミュニティを代表する機関としての日本学術会議がどのような組織構成を採るのかは、学術の体系性などに基づいて自律的に判断されるべきことであり、政府や外部諸団体が決めることではありません。この提案は学術会議の独立性の根幹に関わるものと言わなければなりません。
- ・ すでに環境学や情報学に関わる分野別委員会が設置されており、社会が直面する課題については、課題別委員会や今期新たに設けた連絡会議などの形態で、

分野横断的で機動的な取り組みを進めているところです。部をこえて連携し、学術分野横断的な取り組みを進めているなかで、これまでの部と併設する形で新たな部を設置することの意義は理解できません。仮に新たな部を設けるのであれば、それは学術的な見地から自律的に検討・判断されるべきものです。

- ・ 学術コミュニティを代表する機関としてどのような組織体制とするかは日本学術会議の独立性の根幹に関わる事項です。日本学術会議との協議もなく、政治や行政の側から一方的に組織改編を行うような法改正を行うことは、日本学術会議の独立性を大きく毀損するものとなることを強く懸念します。

【法改正を必要とする根拠について】

- ・ 内閣府からの口頭説明の冒頭では、今般の法改正を提起するにあたって、学術会議の活動がスピード感を欠き、政府諸機関の期待する提言等をタイムリーに行っていないことなどが問題として示唆されていました。一方で、政府方針等で中長期的な観点からの方針策定や評価を求めていることとどのような整合性があるのかが不明瞭で、内閣府にあらためて回答を求めたい点です。
- ・ 法改正を行うのであれば、当然、それを必要とする合理的根拠となる立法事実の提示が必要だと考え、明確な説明を求めたいと考えます。また、今回説明された法改正の内容が、どのような根拠に依拠しているのかを説明していただく必要があると考えます。
- ・ 例えば、選考・任命過程の見直しを求めるとすれば、過去に「適正かつ円滑」でない事例があったのかどうか、それを「適正かつ円滑」でないとみなす理由は何か、それはどのようにして生じたのか、そうしたことの説明が必須だと考えます。

【学術会議の独立性について】

- ・ 日本学術会議は独立して職務にあたるという法の規定について政府はどのような意味で理解しているのかという問いに対し、内閣府からの回答は「政府各省の掣肘を受けないというのが従来の国会答弁だ」というものでした。ここからは、行政内部のいくつかの委員会などと変わらぬ性格のものとして日本学術会議を理解しているものと思われます。
- ・ 英国王立協会がホームページ上で強調しているところからも分かる通り、また質疑応答の冒頭でも申し上げましたが、学術は政治・経済その他の判断からは独立して、真理の探究という普遍的な価値に基づく判断を行わねばならないというのが国際的な理解であり、日本学術会議法における独立性の規定はそのような精神を表明したものと考えるのが妥当です。
- ・ 日本学術会議は発足時に内閣総理大臣の所轄とされたことから、便宜上は行政機関内部に置かれていますが、日本学術会議法前文などに書かれた精神や目

的、科学者の代表機関としての性格を考えるに、行政事務を担うものとしてのいわゆる行政機関とは異なることは明らかなです。それにもかかわらず、行政上の通常の一機関であるかのような答弁がなされたことはきわめて遺憾だと言わねばなりません。